

広島県告示第四百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県福山地域事務所建設局において、平成二十一年二月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年二月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

金丸市場線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市新市町大字金丸一九七六番地先から 福山市新市町大字金丸二〇八九番一地先まで	五 〇〇	三・四〇〃 八・五〇	四・一〇〃 一	五五・二〇	拡幅